

沖縄21世紀ビジョン基本計画改定(案)について

平成28年12月

企画部企画調整課



基本計画改定(案) ～ 新たな課題関連 ～

新たな課題	基本計画改定(案)
<p>沖縄伝統空手・古武道の保存・継承等</p> <p><u>沖縄伝統空手・古武道の真髄を浸透させる取組</u>や、世界に1億人いるともいわれる空手愛好家に対し、「<u>空手発祥の地・沖縄</u>」を発信するとともに、<u>これまで道場単位で行われてきた空手家の受入れを組織的に行う必要がある。</u></p>	<p>第3章「基本施策」 1-(4)-エ 「文化の発信・交流」 ～(前略)～ さらに、<u>沖縄伝統空手・古武道の保存・継承・発展に取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に関係機関や団体と連携して国際大会の開催や空手愛好家の修行の地としての受入体制を強化していきます。</u> ～(後略)～</p>
<p>東京オリンピック・パラリンピックと連動した取組の推進</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催が決定されたため、同大会で活躍する<u>選手を育成するとともに、事前合宿などの誘致により、スポーツコンベンションの拡大へつなげる必要がある。</u></p>	<p>第3章「基本施策」 2-(1)-イ 「スポーツアイランド沖縄の形成」 ～(前略)～ <u>あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向けて、県出身日本代表選手の育成や、聖火リレーの誘致に取り組むとともに、開会式等のプログラムに沖縄の多様で豊かな文化を加えること並びに事前合宿の誘致などを関係者と協議します。</u></p>

新たな課題

基本計画改定(案)

子どもの貧困対策

沖縄県の子どもの貧困率は29.9%と全国の16.3%に比べて1.8倍高くなっており、子どもの3人に1人が貧困状態となっていることが明らかとなったため、総合的な子どもの貧困対策を県民一体となって推進する必要がある。

経済的に就学が困難な幼児児童生徒及び学生に対し、教育の機会均等を図る必要がある。

貧困状態にある子どもの保護者に対しては、貧困の世代間連鎖を断ち切るための生活の支援、就労の支援、経済的な支援などの充実に取り組む必要がある。

第2章「基本方向」

3 施策展開の基軸的な考え

(1) 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築
～(前略)～

地域の内外から多様な主体の参画を促し、社会の絆で支えられたコミュニティを形成するとともに、**子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる必要があります。また、**～(後略)～

4 将来像の実現と固有課題の克服に向けた施策展開の枠組み

(2) とともに支え合い健康で生き生きと暮らせる社会の実現
～(前略)～

こうした沖縄の特性を生かし、県民一体となった健康づくりの推進や保健医療サービスの充実、**子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って健やかに生まれ育ち豊かな可能性が発揮できる** ～(後略)～

第3章「基本施策」

2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

【将来像実現への道筋】

～(前略)～

このため、県民、地域、学校、事業所、医療機関、大学、研究機関、関係団体、行政等が連携し、「健康・長寿おきなわ」の維持継承や将来を担う子どもたちが**夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな才能を発揮できる社会の実現に取り組むとともに、**～(後略)～

第3章「基本施策」

【基本施策の展開方向】

沖縄の未来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、～(中略)～子ども・若者の育成支援、要保護児童等への支援、子どもの貧困対策に取り組み、子育てセーフティネットを整備します。

2-(2)-オ 子どもの貧困対策の推進【新設】

本県では、平成27年度の調査によると子どもの貧困率が29.9%と、全国の16.3%の1.8倍となっています。

貧困状態が子どもの生活と成長に与える悪影響を解消、低減し、又は予防するため、貧困状態で暮らす子どもとその保護者に支援者がつながらざる仕組みを構築し、国、県、市町村、教育・福祉関係団体、民間企業、NPO法人、ボランティアなどとの連携・協働により、子どものライフステージに即して切れ目のない総合的な施策を展開します。

このため、子供の貧困対策支援員の市町村への配置や子育て世代包括支援センターの設置促進など、支援を必要とする子どもや子育て家庭を適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築するとともに、関係する支援者の確保と資質の向上に取り組みます。

また、乳幼児期においては、……

小・中学生期及び高校生期においては、……

中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に就学、就労をしていない若者で社会的自立に向けた展望を見出せない者に対しては、貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対しては3

新たな課題

基本計画改定(案)

子育て支援の充実

保育所待機児童

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新たに確保を要する保育の定員を約18,000人(※)と見込んだことから、従来に増して待機児童の解消に努める必要がある。

(※平成27年4月新制度施行時点)

放課後児童クラブ

放課後児童クラブの設置数は年々増加しているが、クラブに登録できていない児童の解消や多様化するニーズへの対応が求められている。

第3章「基本施策」

2-(2)-イ「地域における子育て支援の充実」
～(前略)～

このため、地域における子育て支援については、待機児童解消に向けて、保育所整備や認可外保育施設の認可化等を促進します。さらに、多様なニーズに対応した育児相談などの地域子育て支援、保育サービスの充実、児童の健全育成のための児童館の設置及び放課後児童クラブに登録できていない児童の解消に向けて、地域のニーズに応じたクラブの設置促進等に取り組めます。あわせて、市町村、民生委員・児童委員、NPO、各種民間団体等との連携を図り、地域ぐるみで子育て支援体制の充実を図るとともに、適切な支援、サービスを提供するために必要な保育士の確保及び離職防止策と資質の向上に取り組めます。～(後略)～

地方創生の推進

人口が減ると、消費・生産の落ち込みによる経済活力の低下や、地域社会を支える活動の担い手の減少により、離島などの一部町村では、地域社会の維持が困難になることが懸念されている。

第3章「基本施策」

2-(7)-ア「県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進」

地域の課題解決に向けて、地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するほか、ユイマール精神で地域社会に貢献する人材の育成を図り、県民の社会参加の促進と協働の取組を推進するとともに、地域社会の維持を図るため、人口の増加等に向けた施策に取り組めます。

～(中略)～

人口の維持・増加については、平成26年3月に策定(平成27年9月に改定)した「沖縄県人口増加計画(沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略)」に基づき、人口の自然増及び社会増の拡大、離島・過疎地域の振興に取り組めます。

新たな課題

基本計画改定(案)

離島観光の推進

国際的な沖縄観光ブランドの確立に向けて、国内観光客のみならず、アジア地域や欧米等の外国人観光客を誘致する必要があり、沖縄本島に加えて、自然、文化等多様な魅力を有しながら認知度等に課題がある離島地域の積極的な活用が重要となっている。

第3章「基本施策」

3-(2)-ア「国際的な沖縄観光ブランドの確立」

第4章「2 離島の条件不利性克服と国益貢献」

第5章「(1)北部圏域、(3)南部圏域、(4)宮古圏域、(5)八重山圏域」
～(前略)～

自然、文化等多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島間の広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組みます。

宿泊施設数の確保

宿泊施設数は観光客数の増加とともに右肩上がりに増加してきたが、県が目標とする1,000万人の入域観光客が平均滞在日数5日を過ごすためには、現状の宿泊容量では不足することが見込まれる。

第3章「基本施策」

3-(2)-エ「観光客の受入体制の整備」

～(前略)～

宿泊施設については、今後の入域観光客数の増大と宿泊施設の需給バランスを踏まえ、既存宿泊施設の高付加価値化・競争力向上を支援するとともに、適正な宿泊単価を確保しつつ県全体としての宿泊供給量の増大に努めます。

新たな課題

基本計画改定(案)

アジア経済戦略構想関連

アジア経済戦略構想は、アジア経済の急速な拡大により基本計画の施策の枠組みを超える事態が顕在化してきたため、基本計画を補完・補強するものとして策定されたことから、基本計画における施策展開をさらに拡大・強化し取り組んでいくことで、沖縄の産業・経済の成長を加速させていく必要がある。

第3章「基本施策」

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

【将来像実現への道筋】

～(前略)～

さらに、農林水産業、ものづくり産業、建設産業、商業をはじめ、地域経済を支える地場産業については、地域振興や雇用の受け皿として重要であり、持続的な成長発展に向け、時代潮流に適切に対応した各種施策を展開します。とりわけ、**成長著しいアジアの活力を取り込む施策展開を拡大・強化していくことが極めて重要**となっており、国際物流ハブ機能の強化は、既存産業にとって新たな活路を拓く起爆剤としての可能性を秘めていることから、県内企業・生産者等の積極的な海外展開を促進します。

※ 以下「外国人観光客の戦略的誘客」から11ページ「国際医療拠点の形成」までの基本計画改定(案)に掲げる施策展開については、「沖縄県アジア経済戦略構想」及び「同推進計画」にも盛り込まれている。

外国人観光客の戦略的誘客

近年急増している東アジア地域からの観光客を着実に増加させることに加え、**東南アジア地域の市場開拓や、欧米等の長期滞在型リゾート需要及び海外富裕層の獲得**など、**誘客市場の多様化と観光消費の拡大を図る**必要がある。

第3章「基本施策」

3-(2)-イ「市場特性に対応した誘客活動の展開」

～(前略)～

海外誘客については、マーケット分析に基づき、アジア諸国や欧米を中心に誘客ターゲットを絞り込み、**欧米等の長期滞在型リゾート需要や海外富裕層を獲得するため**、それぞれの国・地域の価値観や観光ニーズ等に応じた誘客活動を(一財)沖縄観光コンベンションビューローや(公財)沖縄県産業振興公社の海外事務所等との連携により推進します。

～(後略)～

新たな課題

基本計画改定(案)

拡大するクルーズ市場への対応

那覇港をはじめとする本島各港や離島の各港でのクルーズ船の受入環境を整備するとともに、更なる寄港拡大に向けた分散化等の取組や、県内港湾における拠点化を推進する。さらに、クルーズ利用客が県内市町村を周遊することができる観光ルートの開発及び利用を促進し、貸し切りバスの稼働向上等を図ることで、クルーズ観光による経済効果を一層高める必要がある。

第3章「基本施策」

3-(1)-イ「人流・物流を支える港湾の整備」

～(前略)～

産業支援港湾としての整備を着実に進めるとともに、～(中略)～
クルーズ船寄港数が増加傾向にあるため、クルーズ船の受入体制の強化を図ります。

～(後略)～

3-(2)-イ「市場特性に対応した誘客活動の展開」

～(前略)～

さらに、クルーズ船については、更なる寄港拡大に向けて、本島・離島各港への分散化やオーバーナイト、フライ&クルーズの促進、ターンアラウンド港や拠点港、母港としての可能性を検討します。

～(後略)～

第4章「3 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築」

第5章「(2) 中部圏域」

※上記第3章3-(1)-イと同じ

新たな課題

基本計画改定(案)

MICEの振興

大規模展示場等を備えた大型MICE施設の整備を推進するとともに、同施設を核としつつ、既存のMICE施設との連携により、戦略的なMICE振興を図ることで、沖縄観光にビジネスリゾートという新機軸を明確に打ち出すとともに、大型MICEの整備にあたっては、空港や宿泊施設等からの交通利便性の確保を図るとともに、地域と一体となった取組や、周辺エリアにおける宿泊施設、商業施設等の立地が必要である。

第2章「基本方向」

3 施策展開の基軸的な考え

(2) 日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築
～(前略)～

特に、文化、音楽、スポーツの分野や、健康、医療、科学技術などの分野においても沖縄の特性を生かした新たな価値を創造する取組を強化するとともに、MICEを沖縄経済振興を加速するツールとして位置付け、MICE活用による各産業分野の成長発展を図ります。～(後略)～

第3章「基本施策」

3-(2)-ウ「大型MICE施設を核とした戦略的なMICEの振興」【新設】

大型MICE施設の供用開始を見据え、沖縄観光にMICE振興による「ビジネスリゾート」という新機軸を打ち出し、沖縄におけるMICE振興を新たなステージに引き上げるべく、国際会議、企業報奨旅行、商談会・見本市などの誘致や開催支援、MICE受入体制の整備、関連ビジネスの振興等、各種施策を戦略的に推進することにより、関連産業の成長発展及び国際的なMICE都市としての競争力の向上を目指します。

このため、中城湾港マリンタウン地区に大規模展示場等を備えた大型MICE施設の整備を推進するとともに、空港や宿泊施設等からの交通利便性の確保や宿泊施設、商業施設の誘致等により、MICEを中心とした魅力あるまちづくりに取り組みます。

MICEの誘致・プロモーションについては、……

MICEの受入体制については、……

MICE関連ビジネスの振興については、……

地域でMICEを歓迎する機運を醸成するため、……

第3章「基本施策」

3-(6)-オ「MICE関連産業の創出」【新設】

沖縄が国内有数のMICE都市としての地位を確立するため、沖縄観光に「ビジネスリゾート」という新機軸を打ち出し、沖縄独自の誘致戦略の展開及び受入体制の整備といった観光施策を推進するとともに、観光リゾート産業をはじめ、情報通信、物流関連、ものづくり、飲食・小売、サービスなど様々な県内事業者によるMICE関連ビジネスへの展開を後押しする産業施策により、MICE関連産業の創出に取り組みます。

このため、(一財)沖縄観光コンベンションビューローやMICE施設運営事業者等と連携し、県内外のMICE運営事業者等へのプロモーション活動や商談会への出展、マッチングイベントの開催等を通じて新たなMICE需要を掘り起こすとともに、効果的なマーケティング活動や県内発のMICE開催を促進するなど、業界団体や産業界によるイベント開催・誘致の取組を支援します。

また、県内事業者向けに……

さらに、MICE産業の人材育成については、……

あわせて、MICE産業の中核である会議運営の……

第5章「(2)中部圏域、(3)南部圏域」

また、中城湾港マリンタウン地区に建設を予定している大型MICE施設については、着実に整備を進めるとともに、地域との連携による効果的な施設運営を行います。さらに、沖縄本島東海岸における観光地形成を強化し、宿泊施設、商業施設等の立地促進、交通アクセスの改善等に取り組みます。あわせて大型国際見本市・展示会をはじめとする各種MICEの地元自治体と連携した誘致体制を強化するとともに、地元事業者等によるユニークベニュー開発などMICE関連ビジネスの振興に取り組みます

新たな課題

基本計画改定(案)

二次交通機能の拡充

入域観光客数1000万人の目標達成を見据え、堅調に増加している国内観光客と急激に増加している外国人観光客に対応するため、二次交通の利便性向上に取り組む必要がある。

第3章「基本施策」

3-(2)-エ「観光客の受入体制の整備」
～(前略)～

二次交通機能については、外国人観光客への的確な情報提供や安全・快適な移動環境の提供に取り組むほか、レンタカー対策として、利用者の利便性向上に向けて円滑な受け渡し場所の改善等に取り組めます。～(後略)～

沖縄IT産業戦略センター(仮称)の設置

県内情報通信関連産業の海外展開や、さらなる高度化・多様化を支援するアジア展開施策を強化し、推進する必要がある。

第3章「基本施策」

3-(3)-イ「県内企業の高度化・多様化」
～(前略)～

また、国内外市場への展開を支援するため、産学官一体となった情報通信関連産業の中長期的な戦略を構築する「沖縄IT産業戦略センター(仮称)」を早期に設置するとともに、各種プロモーション機会の提供やビジネスマッチング等を促進するほか、～(後略)～

航空関連産業クラスターの形成

国内外の航空機整備需要を取り込み、経済効果を十分に発揮していくためには、従事者の人材育成や関連企業の集積を推進し、航空関連産業クラスターの形成を図る必要がある。

第3章「基本施策」

3-(4)-ア「臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成」
～(前略)～

国内外から物流関連企業の誘致、航空関連産業クラスターの形成等に取り組めます。

～(中略)～

航空機整備施設等の早期整備に取り組むとともに、関連企業の集積を図るための誘致活動や航空関連産業人材の育成に向けて取り組めます。

新たな課題

基本計画改定(案)

国際医療拠点の形成

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地において、「国際医療拠点」を形成することは、宜野湾市はもとより、沖縄全体の振興、ひいては日本全体の成長に寄与する重要な取組である。

第3章「基本施策」

3-(13)「駐留軍用地跡地の有効利用の推進」

エ 返還跡地国家プロジェクトの導入

～(前略)～

また、平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、宜野湾市、琉球大学等と連携し、琉球大学医学部及び同附属病院の移設を核とした国際医療拠点の形成に向けて取り組みます。

オ 駐留軍用地跡地利用推進についての協議

第4章「1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用」

～(前略)～

また、西普天間住宅地区跡地においては、国、関係市町村、地主会等の地元関係者との連携強化を図り、返還跡地の利用計画や支障除去措置等について協議を行うなど、跡地利用の円滑な推進に向けて取り組みます。

第5章「(2) 中部圏域」

※上記第3章3-(13)-エと同じ

新たな課題

基本計画改定(案)

国際的な経済連携協定への対応

日本が参加する経済連携協定等の発効による新たな国際環境下では、貿易や投資の促進が期待される一方で、関税の即時撤廃や段階的な削減、輸入枠の拡大等が実施されると、本県農林水産業において長期的に様々な影響が懸念される。

第3章「基本施策」

3-(7)-ア「おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備」
～(前略)～

日本が参加する国際的な経済連携協定等が発効した場合、本県農林水産業において長期的に様々な影響が懸念されることから、国の動きも注視しつつ、本県農林水産業の体質強化対策等に取り組んでいきます。

～(後略)～

雇用の質改善

労働条件の確保や改善に積極的に取り組む事業者が十分とは言い難い状況にあり、職場環境を転職や離職の理由の一つに挙げる労働者がいることから、引き続き、雇用の質の改善を図ることが必要である。

第3章「基本施策」

3-(10)-エ「働きやすい環境づくり」

働きやすい環境づくりについては、全ての労働者が適正な労働条件のもと、安心して働くことができるようにするため、労働法や労働情勢に関する労使双方の理解と法令順守を促進し、労働条件の確保・改善等に努めます。

このため、雇用を支援する助成金の活用や人材育成企業認証制度等を推進することで、事業主が行う均衡待遇や正社員化、職場環境の改善等を促進し、雇用の質の改善や労働者の定着につなげていきます。～(後略)～

新たな課題

基本計画改定(案)

沖縄振興の基盤となる人材育成

全国に比べ低い大学進学率等が示すように、高等教育を受ける機会が十分整っているとは言い難い本県において、これからの社会で必要とされる基盤となる知識や技能、幅広い教養と高度な技術等を身に付けた人材を育成し、長期的に沖縄の発展へとつなげるためにも、高等教育を受ける機会の創出及び環境整備等を推進していく必要がある。

第3章「基本施策」

5-(4)-ウ

「優れた人材を育み地域の発展に寄与する高等教育の推進」

～(前略)～

あわせて、本県の将来を担う若者が、これからの社会で必要とされる知識や技能、幅広い教養と高度な技術等を身に付け、長期的に沖縄の発展を支える基盤人材となるよう、産業界、各高等教育機関等と連携しながら、大学の設置・拡充等、高等教育を受ける機会の創出・環境整備等の諸施策を推進します。



その他 基本計画改定(案)

1. 外部環境の変化によるもの

概要	基本計画改定(案)
<p data-bbox="22 367 582 414">「国立自然史博物館」の誘致</p> <p data-bbox="22 446 806 829">本県は、亜熱帯性気候のもと、貴重な野生生物が数多く生息しており、<u>県内外で議論が進められている「国立自然史博物館」</u>については、<u>生物多様性に関する情報の収集・研究・教育普及</u>はもとより、<u>東アジアとの学術的な連携や研究人材の育成等の拠点</u>となり得る施設であることから、今後<u>同博物館の誘致</u>についての協議等を進める必要がある。</p>	<p data-bbox="840 367 1187 414">第3章「基本施策」</p> <p data-bbox="840 430 1523 478">1-(1)-ア 「生物多様性の保全」</p> <p data-bbox="840 494 1075 542">～(前略)～</p> <p data-bbox="840 550 2195 805">日本学術会議をはじめ県内外で議論が進められている「国立自然史博物館」については、本県の生物多様性の豊かさやその重要性がより多くの人に認識され、保全意識の向上が期待できるとともに、東アジアとの学術的な連携や研究人材の育成等の拠点となり得る施設であることから、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていきます。</p> <p data-bbox="840 821 1075 869">～(後略)～</p>
<p data-bbox="22 973 224 1021">移住対策</p> <p data-bbox="22 1053 806 1380"><u>過疎・辺地地域</u>は、若者の慢性的流出に伴う<u>人口減少、高齢化等</u>が進行し、集落機能の低下や産業活動の停滞などが指摘されていることから、<u>定住・交通条件の整備、地域に応じた産業振興</u>などを図るとともに、<u>社会的サービスや集落機能を維持する持続可能な地域づくり</u>に取り組む必要がある。</p>	<p data-bbox="840 973 1187 1021">第3章「基本施策」</p> <p data-bbox="840 1037 1612 1085">3-(11)-エ 「過疎・辺地地域の振興」</p> <p data-bbox="840 1093 1747 1141">第4章「2 離島の条件不利性克服と国益貢献」</p> <p data-bbox="840 1149 1075 1197">～(前略)～</p> <p data-bbox="840 1204 2195 1348">移住対策については、市町村が地域住民や民間団体等と連携・協働して取り組む体制の強化・拡充に努め、地域の自主的な取組を促進する諸施策を推進します。</p> <p data-bbox="840 1364 1075 1412">～(後略)～</p>

2. 後期計画期間に向けて取組を加速させる必要があるもの

概要

基本計画改定(案)

しまくとぅばの保存・普及・継承

沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ継承することは極めて重要であるが、その語り手が徐々に少なくなっており、「しまくとぅば」が消滅の危機にあるため、関係機関が連携し、保存・普及・継承に向けた取組をより一層推進する必要がある。

第3章「基本施策」

1-(4)-ア 「沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり」

～(前略)～

このため、沖縄文化の基層であり文化遺産として歴史的な価値を有する“しまくとぅば”については、市町村、教育機関、普及団体、企業、研究者等と“しまくとぅば”の積極的な活用による県民への定着に向けた連携体制を構築し、“しまくとぅば”の保存・普及・継承のための調査及び人材養成に取り組むほか、学校教育における幼児児童生徒に対応した教育プログラムの充実や生涯学習機会の提供などの学べる環境づくりに取り組みます。

1-(4)-ウ 「文化活動を支える基盤の形成」

沖縄独自の歴史が育んできた文化の保全・継承や芸術文化創造活動等を持続可能なものとするため、社会全体で文化活動を支える基盤を形成します。

このため、沖縄文化の基層である“しまくとぅば”の保存・普及・継承を推進する中核的な機能を果たす「しまくとぅば普及センター(仮称)」を設置します。

～(後略)～

概要

基本計画改定(案)

ウチナーネットワークの構築

世界に42万人と言われる海外在住の県系人が国際交流・協力の架け橋として大きな役割を果たしているところであるが、世代交代が進み、ウチナーンチュとしての意識、アイデンティティの低下が懸念されていることから、世界のウチナーンチュのネットワーク継承や次世代の担い手の育成に取り組む必要がある。

第3章「基本施策」

4-(1)-ア 「国際ネットワークの形成と多様な交流の推進」

～(前略)～

このため、世界で活躍している県系人に加えて「沖縄」をキーワードに集う各界各層の関係者を取り込んだ世界のウチナーネットワークを強化します。さらに「世界のウチナーンチュの日」が制定されたことを踏まえ、**県内・国内・海外に向けて沖縄に関する情報発信を強化するとともに、次世代のネットワークの担い手の育成等、ウチナーネットワークの継承、発展を図ります。** ～(後略)～

世界自然遺産登録

沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、琉球諸島の世界自然遺産登録に向けて、国立公園の拡張や外来種駆除などに引き続き取り組む必要がある。

第3章「基本施策」

1-(1)-イ 「陸域・水辺環境の保全」

～(前略)～

琉球諸島の世界自然遺産登録に向け、**国、県、町村、地元の関係団体の連携により国立公園化されたやんばる地域及び西表島の遺産価値を維持管理する仕組みの構築**や外来種対策に取り組むとともに地域住民への普及啓発を図るなど条件整備に努めます。 ～(後略)～

第5章「(1)北部圏域、(5)八重山圏域」

～(前略)～

国、県、町(村)、地元の関係団体の連携により、世界自然遺産への登録や、遺産価値を維持管理する仕組みの構築など、自然環境の保全と適切な利用の推進に向けた活動の充実を促進します。

～(後略)～

3. 前期計画期間における成果を踏まえた取組を推進するもの

概要	基本計画改定(案)
<p>性犯罪・性暴力被害者対策</p> <p>性犯罪・性暴力被害者に対して被害直後からの総合的な支援を速やかに実施するため、平成27年2月に開設した「<u>沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター</u>」を中心とした体制強化を図る必要がある。</p>	<p>第3章「基本施策」 2-(4)-ア 「安全・安心に暮らせる地域づくり」 ～(前略)～ また、配偶者等からの暴力(DV)相談機能等の充実については、配偶者暴力相談支援センターの拡充や関係機関等との連携体制の強化、被害者への支援に向けた取組、DVの防止に向けた広報啓発及び加害者対策を推進します。加えて、性犯罪・性暴力被害者への対応については、「<u>沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター</u>」の支援体制の充実や関係機関との連携体制の強化に取り組みます。 ～(後略)～</p>
<p>健康・医療産業クラスターの形成</p> <p>健康・医療産業の活性化に向けて、平成28年に「<u>沖縄県健康・医療産業活性化戦略(仮称)</u>」の策定を目指している。 健康・医療産業分野は、<u>高付加価値産業として期待されていることから、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区跡地を中心とした国際医療拠点の形成などを契機に活性化を図り、観光、IT等</u>に続く本県の基幹産業へ育成することが必要である。</p>	<p>第3章「基本施策」 3-(5)-イ 「知的・産業クラスター形成の推進」 ～(前略)～ また、今後成長が見込まれる「<u>健康・医療</u>」分野においては、本県が有する同分野に関連した世界一又は日本一の要素を活用して、本県の健康・医療産業の創造、活性化を図ります。また、<u>西普天間住宅地区跡地を中心とした国際医療拠点の形成と連携し、健康・医療産業クラスターの形成を推進します。</u> ～(後略)～</p>

4. その他(名称変更、字句修正 等 あり)